議第３０号

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年９月１８日提出

鶴岡市教育委員会教育長　　成　澤　和　則

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１７年鶴岡市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中第１７号を第１８号とし、第１１号から第１６号までを１号ずつ繰り下げ、第１０号の次に次の１号を加える。

（11）学校運営協議会の設置に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第６号）新旧対照表

改正前	改正後
第１条　鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。	第１条　鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。
(1)～(10)　（略）	(1)～(10)　（略）
	(11)　学校運営協議会の設置に関すること。
(11)　（略）	(12)　（略）
(12)　（略）	(13)　（略）
(13)　（略）	(14)　（略）
(14)　（略）	(15)　（略）
(15)　（略）	(16)　（略）
(16)　（略）	(17)　（略）
(17)　（略）	(18)　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）

○鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則

平成１７年１０月１日

教育委員会規則第６号

第１条　鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

(2) 学校、公民館、図書館その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。

(3) 県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。

(4) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること。

(5) 前２号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。

(6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(7) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(8) 学校、公民館、図書館その他の教育機関の敷地を選定すること。

(9) 教育委員会規則及び規程の制定又は改廃を行うこと。

(10) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(11) 学校運営協議会の設置に関すること。

(12) 附属機関の委員を委嘱し、又は任命すること。

(13) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。

(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。

(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を認定し又はこれを変更すること。

(16) 市指定文化財の指定及び解除に関すること。

(17) 高山樗牛賞の授賞者を決定すること。

(18) 不服申立てに関すること。

２　教育長は、前項各号に掲げる事項を緊急に処理する必要が生じた場合において、教育委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまがないときは、臨時に代理し、当該事項を処理することができる。

３　教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、直近の教育委員会の会議に処理の状況を報告し、承認を得なければならない。

４　教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会

の会議において報告しなければならない。

(1) 教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務　各定例会の会議

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務　当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議

(3) 会議において特に報告を求められた事務　当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）

(4) 前３号に定めるもののほか、教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの　当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

（一部改正〔平成１８年教委規則５号・２０年２号・２３年７号・２７年４号・２８年３号〕）

第２条　教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要、かつ、異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができる。

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年４月２７日教委規則第５号）

この規則は、平成１８年５月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２６日教委規則第２号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月２８日教委規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年３月２４日教委規則第４号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２４日教委規則第３号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

●鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

教育委員会管理課

1　改正理由

学校運営協議会に関する制度運用の実態を踏まえ、関連手続の明確化を図るため、規則を整備するもの。

2　改正内容

学校運営協議会の設置に関する事項を、「鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則」に明記する。

※学校運営協議会委員の任命及び解任については、本件の議決後、「鶴岡市教育委員会事務決裁規程」を改正し、教育長の専任事務とする。

3　施行期日

公布の日から施行する。